

2009年2月25日  
株式会社日立製作所  
執行役社長 古川一夫  
(コード番号:6501)  
(上場取引所:東・大・名・福・札)

## 日立国際電気株式に係る公開買付届出書の訂正届出書の提出、 公開買付期間の延長および公開買付開始公告の記載内容の訂正に関するお知らせ

株式会社日立製作所は、2009年1月14日に、株式会社日立国際電気(執行役社長:長谷川邦夫/コード番号:6756/以下、日立国際電気)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを公表しましたが、本日、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しました。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項の規定に基づき、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下、公開買付期間)を延長するとともに、2009年1月26日付の公開買付開始公告に記載した内容を訂正しますので、下記のとおりお知らせします。

なお、かかる公開買付期間の延長については、本日付で公開買付条件等の変更の公告(電子公告(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を行っており、その旨等を日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です)をしますので、併せてお知らせします。

### 記

#### I. 訂正届出書の内容及び公開買付期間の延長について

当社および日立国際電気は、今般、日立国際電気が2009年2月23日付で発表した当社と共同で開発した無線基地局装置の後継機種など、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システムおよび都市システム等の社会基盤および生活基盤事業において、日立国際電気が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システムおよび通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきており、今後も互いの連携に基づく製品開発等およびその発表を行っていく予定です。また、当社および日立国際電気は、2009年2月19日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。日立国際電気は2009年2月20日付、当社は2009年2月23日付で、かかる連携強化に伴う両社の機器間のプロトコル(通信規約)を共通化した新製品の発売をそれぞれ発表しています。これらを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書記載事項のうち、「第1 公開買付要項 3 買付け等の目的」および「第4 公開買付者と対象者との取引等 2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」について訂正および追加すべき事項がありましたので、当社は本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、本公開買付けの公開買付期間の末日を2009年3月11日まで延長します。

訂正届出書による訂正の内容は、次のとおりです。なお、訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】  
3【買付け等の目的】

(訂正前)

(1) 本公開買付けの概要

(略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

(前略)

当社及び対象者は、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システム及び都市システム等の社会基盤及び生活基盤事業において、対象者が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システム及び通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきましたが、今後、当社と対象者が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

(中略)

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極(米州、欧州、アジア、中国)体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社及び日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、当社及び対象者の更なる飛躍を実現していく所存であります。

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、当社は、本公開買付けにより取得する株式を含め、対象者の株式については継続保有する予定です。

(3) 本公開買付け等の後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

(略)

#### (4) 本公開買付けの条件の概要

(略)

#### (5) 本公開買付けに関する合意等

上記(1)のとおり、対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

#### (6) 上場廃止の有無について

(略)

(訂正後)

#### (1) 本公開買付けの概要

(略)

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

(前略)

当社及び対象者は、今般、対象者が平成 21 年 2 月 23 日付で発表した当社と共同で開発した無線基地局装置の後継機種など、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システム及び都市システム等の社会基盤及び生活基盤事業において、対象者が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システム及び通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきました。今後も互いの連携に基づく製品開発等及びその発表を行っていく予定ですが、当社と対象者が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

(中略)

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極(米州、欧州、アジア、中国)体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社及び日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、当社及び対象者の更なる飛躍を実現していく所存であります。

なお、当社及び対象者は、平成 21 年 2 月 19 日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。近年、監視システムは、防犯意識の高まりを受け、さまざまな場面で採用される機会が増加しており、特に、遠隔でのカメラ操作が可能で、画像の検索やカメラの増設時の利便性などに優れたネットワーク型監視カメラの市場は、国内外ともに急拡大しています。そして、当社及び対象者は、それぞれシステム構築力を強みに監視カメラを利用した監視システム事業を展開し、高いシェアを有しているところです。当社及び対象者は、ネットワーク型監視システム事業での連携強化として、具体的には、両社のネットワーク型監視カメラやレコーダーなどの機器間のプロトコル(通信規約)を共通化することで、多様なニーズに対応したネットワーク型監視システムの構築を可能にしていきます。また、部品の共同購買や両社の調達ルートの活用等によるコスト競争力強化を図るほか、一部部品の共通化を検討していきます。さらに、将来的には、入退室管理システムなど他のシステムにおける両社の監視システム機器の簡易な接続を可能とするソフトウェア開発や、画像認識技術を用いた人物追跡システムなど最先端技術を応用した付加価値の高いシステムの開発についても連携していきます。なお、対象者は平成 21 年 2 月 20 日付、当社は平成 21 年 2 月 23 日付で、両社の機器間のプロトコル(通信規約)を共通化した新製品の発売をそれぞれ発表しています。

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、当社は、本公開買付けにより取得する株式を含め、対象者の株式については継続保有する予定です。

(3) 本公開買付け等の後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

(略)

(4) 本公開買付けの条件の概要

(略)

(5) 本公開買付けに関する合意等

上記(1)のとおり、対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、上記(2)のとおり、当社及び対象者は、平成 21 年 2 月 19 日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」とおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。

(6) 上場廃止の有無について

(略)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成21年1月26日(月曜日)から平成21年3月9日(月曜日)まで (30営業日)
公告日	平成21年1月26日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	平成21年1月26日(月曜日)から平成21年3月11日(水曜日)まで (32営業日)
公告日	平成21年1月26日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## 10【決済の方法】

### (2)【決済の開始日】

(訂正前)

平成 21 年 3 月 16 日 (月曜日)

(訂正後)

平成 21 年 3 月 18 日 (水曜日)

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(訂正前)

対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

(訂正後)

対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

また、「第 1 公開買付要項 3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針」のとおり、当社及び対象者は、平成 21 年 2 月 19 日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」

のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。

## II. 公開買付開始公告の記載内容の訂正の内容

2009年1月26日付公開買付開始公告に記載した内容を以下のとおり訂正します。なお、訂正箇所には下線を付してあります。

### 1. 公開買付けの目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

(前略)

当社及び対象者は、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システム及び都市システム等の社会基盤及び生活基盤事業において、対象者が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システム及び通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきましたが、今後、当社と対象者が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

(中略)

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極(米州、欧州、アジア、中国)体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社及び日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、当社及び対象者の更なる飛躍を実現していく所存であります。

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、当社は、本公開買付けにより取得する株式を含め、対象者の株式については継続保有する予定です。

(訂正後)

(前略)

当社及び対象者は、今般、対象者が平成 21 年 2 月 23 日付で発表した当社と共同で開発した無線基地局装置の後継機種など、これまでも当社の情報ネットワーク事業並びに交通システム及び都市システム等の社会基盤及び生活基盤事業において、対象者が有するデジタル業務用無線システム、映像監視システム及び通信事業者向けの基地局装置等の技術を活用し、連携を進めてきました。今後も互いの連携に基づく製品開発等及びその発表を行っていく予定ですが、当社と対象者が企業価値向上を図るためには、より一層の連携強化によるシナジー効果の発揮が必要と考えられます。

(中略)

さらに、両社の協業により、日立グループ全体として強化している世界四極(米州、欧州、アジア、中国)体制の活用、研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、事業進出・人材・制度面での各種ノウハウの活用、各種先端情報の活用、日立ブランドのグローバル展開における協力等、あらゆる側面で両社及び日立グループの経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、当社及び対象者の更なる飛躍を実現していく所存であります。

なお、当社及び対象者は、平成 21 年 2 月 19 日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。近年、監視システムは、防犯意識の高まりを受け、さまざまな場面で採用される機会が増加しており、特に、遠隔でのカメラ操作が可能で、画像の検索やカメラの増設時の利便性などに優れたネットワーク型監視カメラの市場は、国内外ともに急拡大しています。そして、当社及び対象者は、それぞれシステム構築力を強みに監視カメラを利用した監視システム事業を展開し、高いシェアを有しているところです。当社及び対象者は、ネットワーク型監視システム事業での連携強化として、具体的には、両社のネットワーク型監視カメラやレコーダーなどの機器間のプロトコル(通信規約)を共通化することで、多様なニーズに対応したネットワーク型監視システムの構築を可能にしていきます。また、部品の共同購買や両社の調達ルートを活用等によるコスト競争力強化を図るほか、一部部品の共通化を検討していきます。さらに、将来的には、入退室管理システムなど他のシステムにおける両社の監視システム機器の簡易な接続を可能とするソフトウェア開発や、画像認識技術を用いた人物追跡システムなど最先端技術を応用した付加価値の高いシステムの開発についても連携していきます。なお、対象者は平成 21 年 2 月 20 日付、当社は平成 21 年 2 月 23 日付で、両社の機器間のプロトコル(通信規約)を共通化した新製品の発売をそれぞれ発表しています。

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。なお、当社は、本公開買付けにより取得する



株式を含め、対象者の株式については継続保有する予定です。

#### (5) 本公開買付けに関する合意等

(訂正前)

上記(1)のとおり、対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

(訂正後)

上記(1)のとおり、対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

また、上記(2)のとおり、当社及び対象者は、平成 21 年 2 月 19 日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。

## 2. 公開買付けの内容

### (3) 買付け等の期間

(訂正前)

#### ① 届出当初の期間

平成 21 年 1 月 26 日(月曜日)から平成 21 年 3 月 9 日(月曜日)まで(30 営業日)

(訂正後)

① 届出当初の期間

平成 21 年 1 月 26 日(月曜日)から平成 21 年 3 月 11日(水曜日)まで(32 営業日)

(11) 決済の開始日

(訂正前) 平成 21 年 3 月 16日(月曜日)

(訂正後) 平成 21 年 3 月 18日(水曜日)

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(訂正前)

対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

(訂正後)

対象者公表の平成 21 年 1 月 14 日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

なお、上記「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者の取締役のうち、太宰俊吾氏は、当社の取締役を兼務しており特別利害関係を有しているため、また、八木良樹氏は、当社の前取締役であり、現在は当社の名誉顧問を兼務しているため、いずれも利益相反回避の観点から、上記記載の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、「1. 公開買付けの目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針」のとおり、当社及び対象者は、平成 21 年 2 月 19 日付で発表した「日立と日立国際電気がネットワーク型監視システム事業での連携を強化」のとおり、事業連携強化策の一環として、ネットワーク型監視システム事業での連携を強化していきます。

(ご参考)本公開買付けの概要

1. 対象者名

株式会社日立国際電気

2. 買付け等の期間

2009年1月26日(月曜日)から2009年3月11日(水曜日)まで(32営業日)(訂正後)

3. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金780円

4. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,406,000株	—株	13,406,000株

(注)本公開買付けの詳細は、2009年1月14日公表の当社ニュースリリース「日立国際電気株式に対する公開買付けの開始について」に記載のとおりです。

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-150-082(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~18:00(平日のみ)

(開設期間:2009年1月14日~3月18日)

\*開設期間を2日間延長しました。

## <将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 市場における製品需給の変動および価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の高騰
- ・ 製品需給、為替相場変動および原材料価格高騰に対応する当社および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済・社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 当社、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境(特に日本)
- ・ 日本の株式相場変動

## <注意事項>

- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るニュースリリースまたは関連する書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券またはその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---